

(地Ⅲ131F)
平成28年9月16日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菴 敏

出生後早期のB型肝炎ワクチン接種の取扱について

B型肝炎ワクチンの定期接種化については、平成28年2月26日付(地Ⅲ249F)、同6月23日付(地Ⅲ68F)文書をもって貴会宛お送りいたしました。

B型肝炎ワクチンの定期接種については、標準的な接種期間を生後2月に至った時から生後9月に至るまでとしておりますが、家族内感染等の感染リスクが高い者等に対する予防接種については、医学的な観点から、出生後早期に行われることが想定されることから、厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)宛別添の事務連絡がなされました。

本件は、平成28年10月以降、医学的に必要と判断され出生後早期にB型肝炎ワクチンの接種を実施された場合、政令の対象年齢の範囲内(生後1歳に至るまでの間)であることから、定期接種として取り扱うよう依頼するものであります。

なお、母子感染予防のためにHBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者としていないとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

出生後早期のB型肝炎ワクチン接種の取扱いについて

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 241 号)において、本年 10 月 1 日より B 型肝炎を A 類疾病に追加し、対象者は 1 歳に至るまでの間にある者（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後に生まれた者に限る）とし、「「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について」(平成 28 年 6 月 22 日付け健発 0622 第 5 号厚生労働省健康局長)において、標準的な接種期間を生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでとしています。

一方、家族内感染等の感染リスクが高い者等に対する予防接種については、医学的な観点から、出生後早期に行われることが想定されます。

そのため、平成 28 年 10 月以降、医学的に必要と判断され出生後早期に B 型肝炎ワクチンの接種を実施された場合、政令の対象年齢の範囲内であることから、定期接種として取り扱うよう特段の配慮をお願いしたいので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む）及び関係機関等へ周知をお願いいたします。

なお、母子感染予防のために HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、定期接種の対象者とはしていません。